

## 市第82号議案

## 「特定調停（債務弁済協定）申立事件についての調停」の合意

財団法人横浜開港150周年協会は、「開国博 Y150」の収支問題の解決を図るため、横浜地方裁判所に3件の特定調停を申し立て、横浜市は、調停委員会から「利害関係人として参加することが相当である。」との呼出しに応じて、それぞれの特定調停に参加してきました。

このうち、調停委員会から調停条項案が出された1件の調停に合意することについての議案を提出します。

## 1 調停の概要

(1) 事件名 横浜地方裁判所平成22年(特ノ)第1号特定調停(債務弁済協定)申立事件

(2) 申立日 平成22年3月30日

(3) 当事者

- ・ 申立人：財団法人横浜開港150周年協会（以下「協会」という。）
- ・ 相手方：株式会社博報堂JV（以下「博報堂JV」という。）

（注）博報堂JV構成員（8社）：博報堂、東急エージェンシー、京急アドエンタープライズ、相鉄エージェンシー、横浜アーチスト、旭広告社、神奈川新聞社、NHKエンタープライズ

- ・ 利害関係人：横浜市

(4) 申立内容

「協会と博報堂JVとの間の債務額を確定した上、債務の支払い方法を協定する。」との特定調停手続きによる調停を行うことを求める。

(5) 経過

平成22年3月30日	協会が横浜地方裁判所に博報堂JVとの特定調停を申立。
平成22年5月～7月まで	協会・博報堂JVとの間で3回の調停を実施。
平成22年7月16日	横浜地方裁判所から横浜市への呼出状(利害関係人として参加することが相当)が送達。
平成22年8月～10月まで	協会・博報堂JV・横浜市との間で5回の調停を実施。
平成22年10月13日	横浜地方裁判所から調停勧告案が出される。
平成22年10月28日	横浜地方裁判所から再度、調停勧告案が出される。
平成22年11月15日	横浜地方裁判所から調停条項案が出される。

## 2 調停条項案要旨

(1) 調停条項案の前文

- ・ 協会及び博報堂JV並びに横浜市は、横浜地方裁判所調停委員会の勧告に基づき、
- ・ 協会が事業主体として実施した「開国博 Y150」をはじめとする開港150周年記念事業（以下「本件事業」という。）が、横浜市ないし横浜港の歴史を振り返り、未来への発展を期するという目的を持って行われ、
- ・ 社会的な貢献をしたことを認めつつ、協会の財務状況が債務超過に陥っている現状を踏まえ、
- ・ 協会に対する債権者である博報堂JVも一定の損失を負担すると同時に、



注：株式会社博報堂J.V「HJV」、株式会社アサツーディ・ケイ「ADK」、TSP太陽株式会社「TSP」

- ～ 協会、任意での交渉
- H22. 3. 23 協会（理事会） HJV、ADKへの特定調停申立を決定（TSPは6.14理事会決定）
- 
3. 30 協会 特定調停申立（相手方：HJV）
5. 11 HJV関連第1回調停期日
6. 18 HJV関連第2回調停期日
6. 30 協会 特定調停申立（相手方：TSP）
7. 6 協会 特定調停申立（相手方：ADK）
7. 8 HJV関連第3回調停期日
7. 15 調停委員会から本市にHJV調停への利害関係人としての参加の呼出
7. 30 TSP関連第1回調停期日
- 
8. 3 HJV関連第4回調停期日
- [調停委員会の意見等]

市は総括的立場で、一定の社会的・道義的責任があるとも考えられるので呼んだ旨説明。

[本市の意見等]

基本的には協会の債務整理の問題と認識。呼出を受けたため意見等を聞く
8. 5 調停委員会から本市にTSP・ADK調停への利害関係人としての参加の呼出
8. 31 HJV関連第5回調停期日、TSP関連第2回調停期日
9. 7 ADK関連第1回調停期日
- [調停委員会の意見等]

債権者側に一部債務免除を、市に追加支援の可能性をそれぞれ打診。

[本市の意見等]

  - ・市はY150の実施計画を作成し、基本財産の出えん・職員派遣・補助金等で支援。
  - ・支援はしてきたが、事業主体は協会であり、損失補償等はなし。
  - ・追加支援には、公益性の要件や市会の議決が必要。
9. 27 HJV関連第6回調停期日、TSP関連第3回調停期日、ADK関連第2回調停期日
10. 12 HJV関連第7回調停期日、TSP関連第4回調停期日、
- 13 ADK関連第3回調停期日
- 
10. 13 調停委員会から調停勧告案
- ・協会の3者への債務額 合計約42.12億円確認
  - ・債務超過額の2分の1を市が補助、2分の1を債務免除（配当率約68%）
10. 26 HJV関連第8回調停期日、TSP関連第5回調停期日、ADK関連第4回調停期日（調停勧告案に各社不都合）
10. 28 調停委員会から再度、調停勧告案
- ・概ね2分の1を基調とし、配当率が70%になるよう市が補助。残額を債務免除。
  - ・チケット訴訟が未決着の場合、その債権をなしとみなす。回収できた金員は、諸経費を控除し市に返還。
  - ・順次解決に向け、他の債権者の調停の成否に関わらずまとめる。
11. 1 ADK関連第5回調停期日
11. 5 調停勧告案への回答（HJV同意）
11. 15 調停委員会から調停条項案

## 1 概要

支払不能に陥るおそれのある債務者等の経済的再生に資するため、債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進することを目的とする民事調停。

調停条項案は「公正かつ妥当で経済的合理性を有する内容であること」と法律で定められているため、負担割合についての客観的な判断を得られる。

根拠法令：特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律  
(平成11年12月17日法律第158号)

## 2 特定調停手続きの流れ（今回の流れ）

### (1) 特定調停の申立

協会が横浜地方裁判所に申し立て

### (2) 調停委員の選任

調停委員として、事案の性質に応じて必要な法律等に関する専門的な知識経験を有するものを選任し、裁判官とともに調停委員会を構成

### (3) 調停期日

調停委員会が当事者の意見聴取等

### (4) 調停勧告案1

調停委員会が妥当と考える調停案の要旨

### (5) 調停勧告案2

調停委員会から修正した調停勧告案の提示

### (6) 調停条項案

調停調書をまとめるために調停勧告案をより詳細にした条項案

### (7) 市会での議決

本市に関わる調停条項案の議決

### (8) 調停成立

市会での議決と当事者の同意を受け、調停委員会が調停調書作成。(効力発揮)

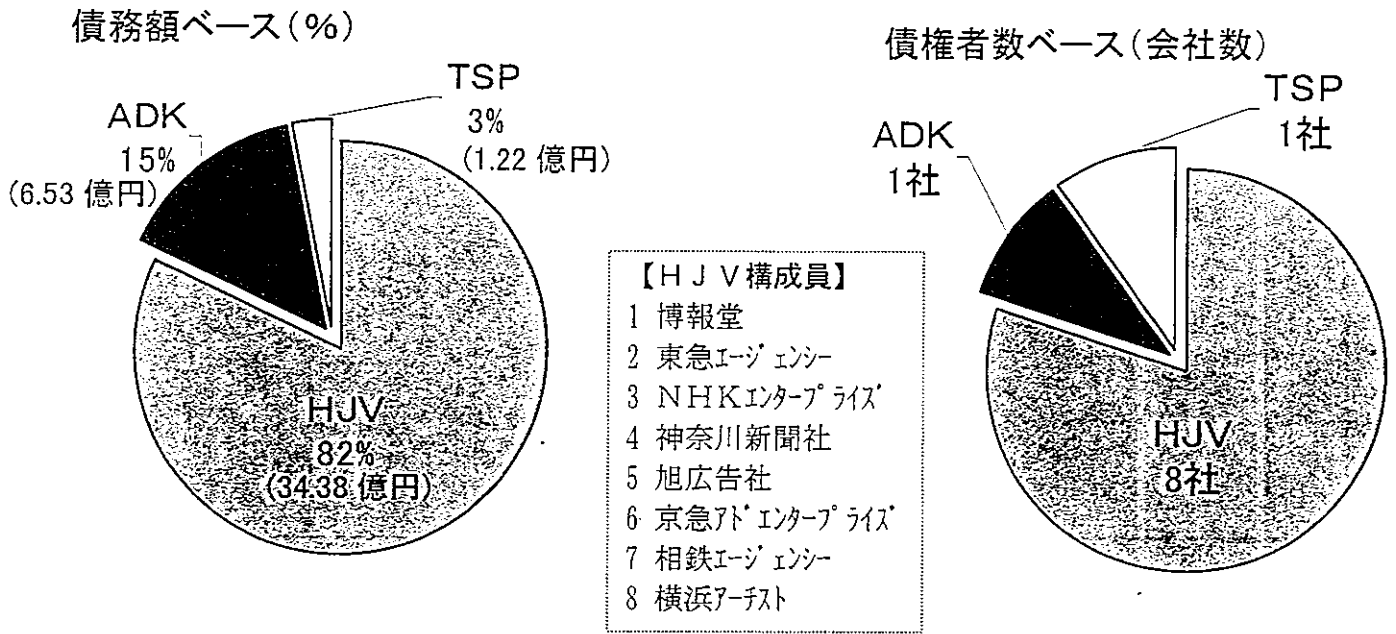
## 3 調停の効力

調停調書は裁判所の和解と同一の効力を有する。

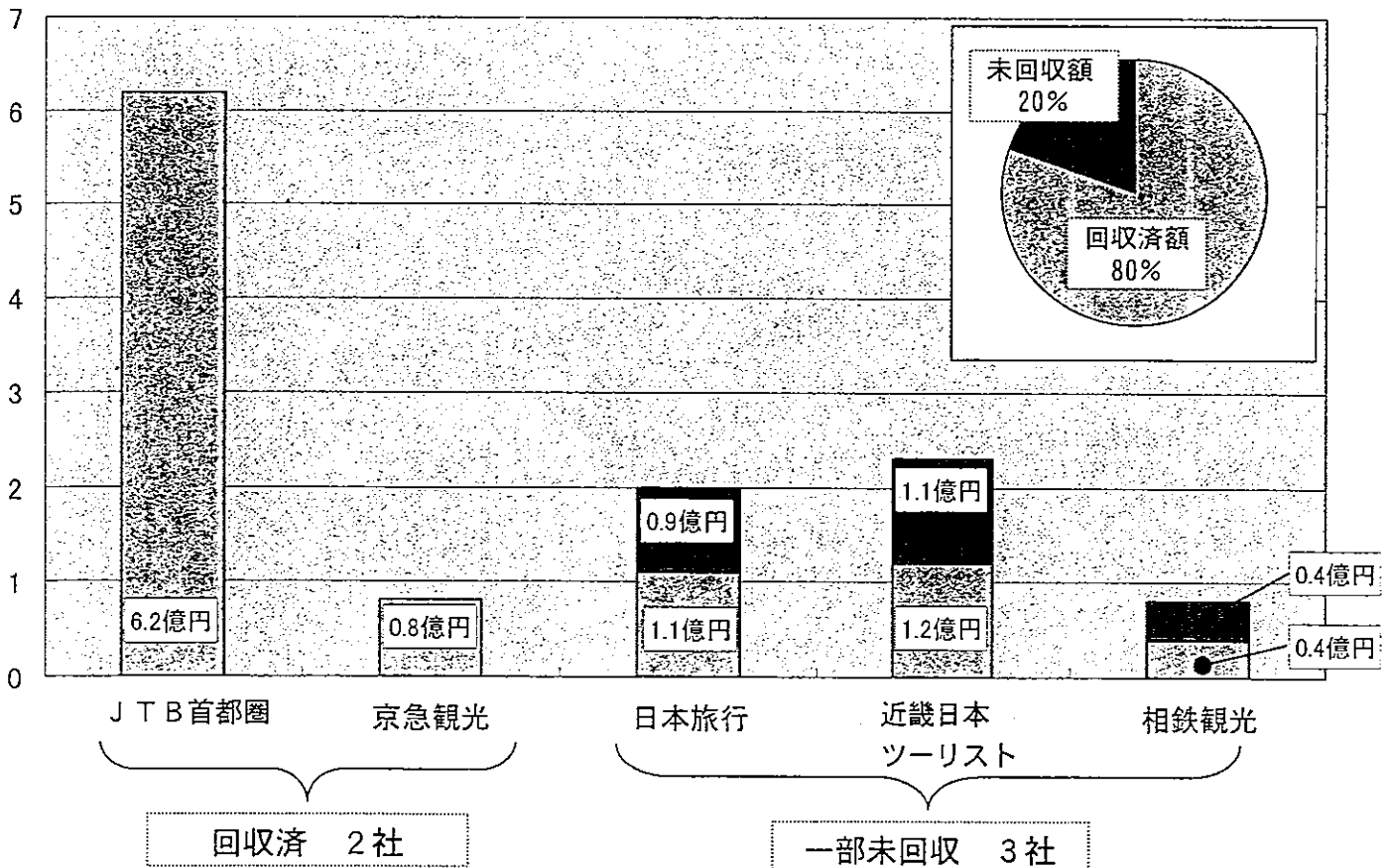
## 4 手続の非公開

特定調停手続は、民事調停規則（第10条）で非公開。

### 【債務整理状況】



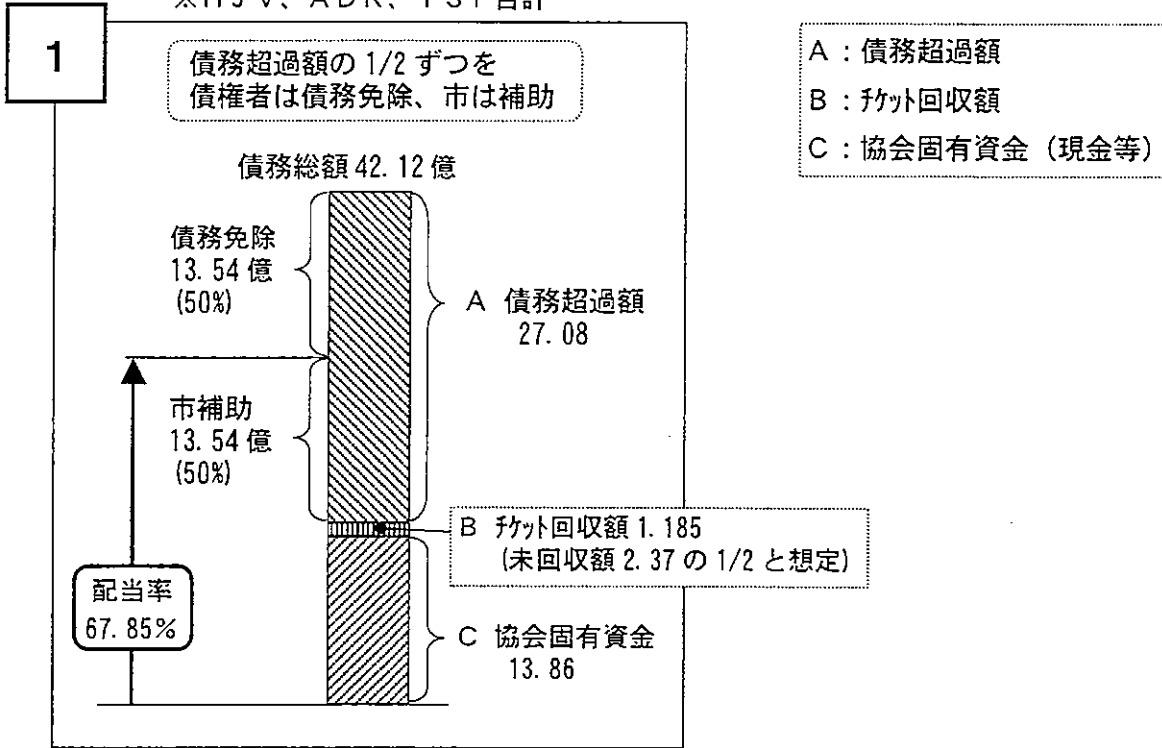
### 【チケット代金回収状況】



債務整理等のスキーム（概要）

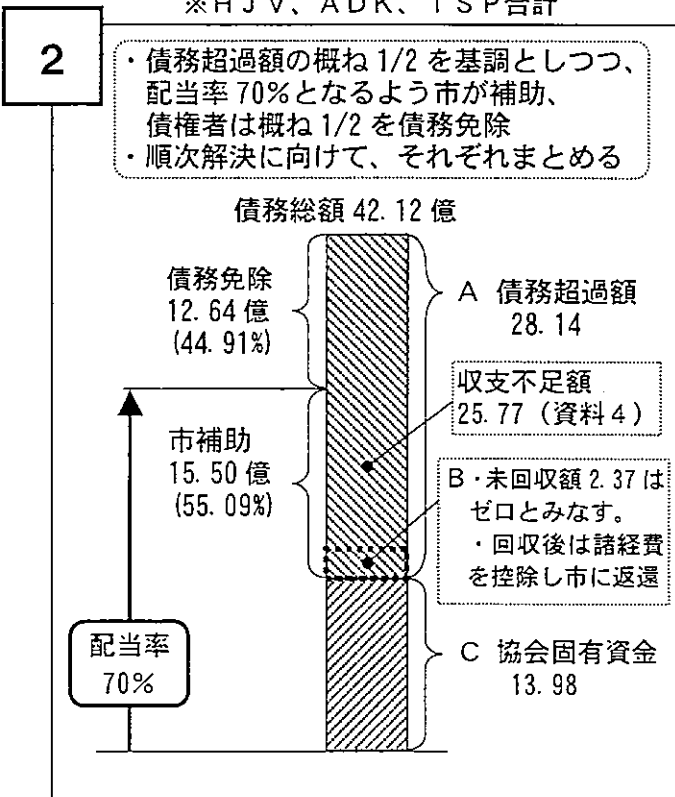
【当初勧告案(10/13)】

※HJV、ADK、TSP合計

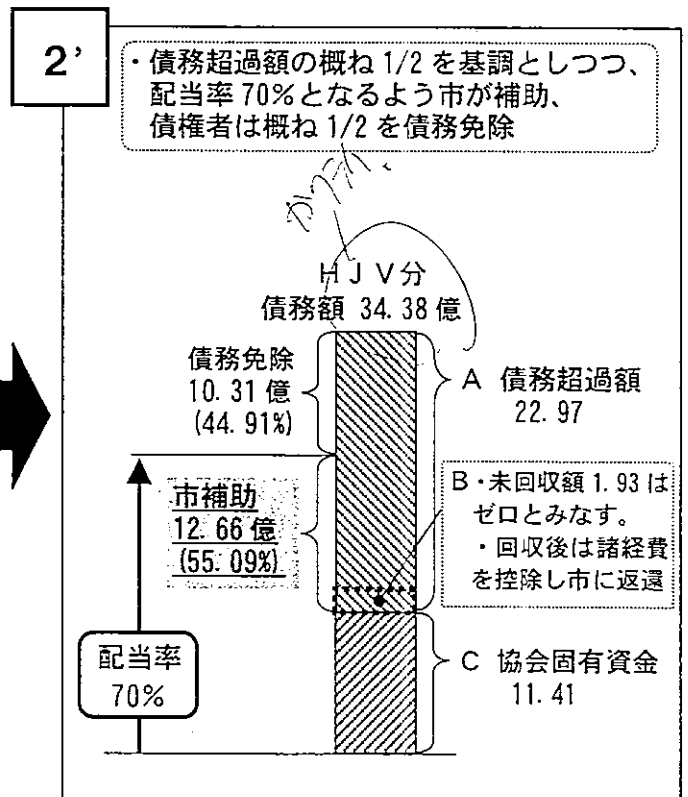


【修正勧告案(10/28)】

※HJV、ADK、TSP合計



【調停条項案(11/15) HJV】



※ 1と2の「C協会固有資金」の差異は、1が残回収額を1/2とみなしているため販売奨励金等の支出を見込んでいるのに対し、2は残回収額をゼロとみなしているため、販売奨励金の支出を見込んでいないことによるもの。

## 150周年協会の収支不足額の経緯

- 平成21年12月4日 都市経営・行政運営調整委員会報告
  - ・未確定額 約25億円（協会理事会資料[12月3日開催]）
  - （・入場料収入は全額回収を想定。）
  
- 平成21年度決算に伴う精査（H22年度分は反映していない。）
  - （1）平成22年4月22日 都市経営・総務委員会報告
    - ・未確定額 約23億5951万円（H21年度決算見込み）
    - （・入場料収入は全額回収を想定。）
    - 注：特定調停や訴訟を行っているため未確定額は変化することがある。
  
  - （2）平成22年6月18日 都市経営・総務委員会報告
    - ・未確定額 約22億9176万円（H21年度決算数値）
    - （・入場料収入は全額回収を想定。）
    - 注：特定調停や訴訟を行っているため未確定額は変化することがある。
  
- 平成22年10月13日 調停勧告案時点
  - ・収支不足額 約25億7717万円

【6/18の市会に報告した未確定額から増額した主な項目】

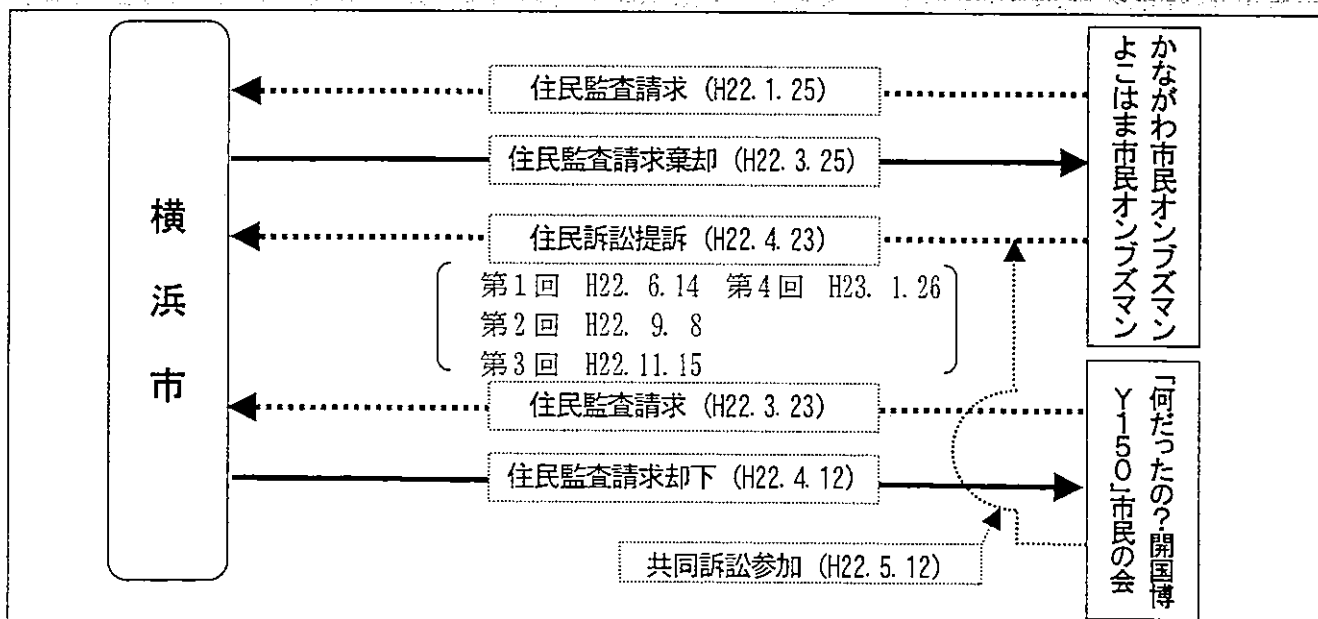
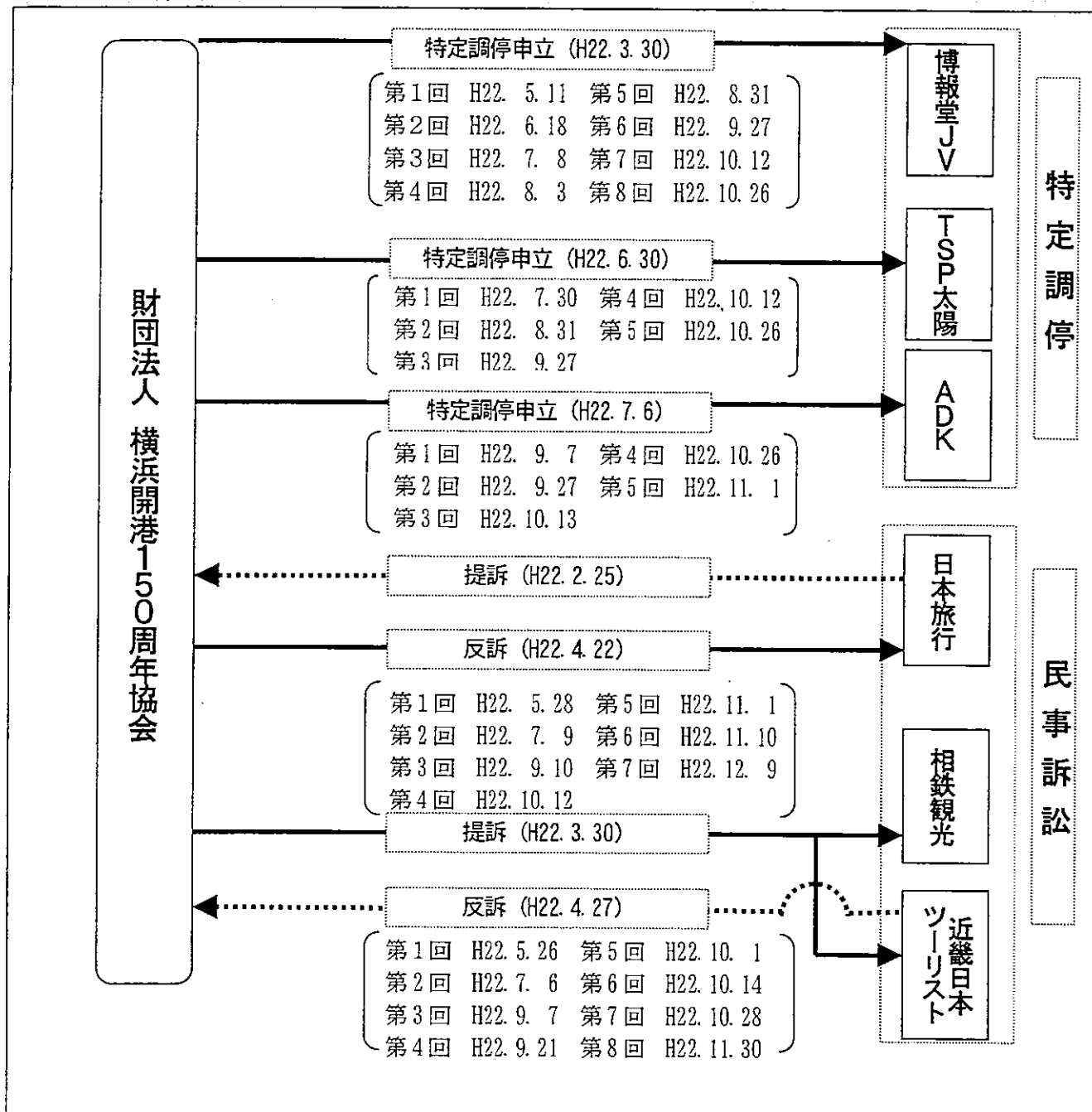
## [債権者関係]

- ・博報堂JV増分 約1億6615万円（追加イベント等）
- ・ADK増加分 約8257万円（追加イベント等）
- ・TSP太陽減額分 ▲約4741万円（要員・バス減等）

## [その他]

- ・H22年度協会事務費 約1億0732万円（人件費等）
- ・ドラマヨコハマ追加負担分 約2984万円（イベント収支不足、債権者数30）
- ・その他 ▲約5306万円（出えん金等）

- ・チケット訴訟未回収分 約2億3710万円





## 旅行代理店との民事訴訟の経過について

注：株式会社日本旅行「日本旅行」、近畿日本ツーリスト株式会社「近ツー」、相鉄観光株式会社「相鉄観光」

- H22. 2. 25 日本旅行から協会への民事訴訟提訴（代金返還請求）  
 3. 30 協会から近ツー・相鉄観光への民事訴訟提訴（代金請求）  
 4. 22 協会から日本旅行への反訴（代金請求）  
 4. 26 近ツー・相鉄観光から協会への反訴（代金返還請求）  
 -----  
 5. 26 近ツー・相鉄観光 第1回口頭弁論期日  
 5. 28 日本旅行 第1回口頭弁論期日  
 7. 6 近ツー・相鉄観光 第2回口頭弁論期日  
 7. 9 日本旅行 第2回口頭弁論期日  
 9. 7 近ツー・相鉄観光 第3回口頭弁論期日  
 [ 裁判所から、双方に和解の意思を確認され、双方了解。 ]  
 9. 10 日本旅行 第3回口頭弁論期日  
 [ 裁判所から、双方に和解の意思を確認され、双方了解。 ]  
 -----  
 9. 21 近ツー・相鉄観光 第1回和解期日  
 10. 1 近ツー・相鉄観光 第2回和解期日  
 [ 裁判所から和解勧告あり。 ]  
 10. 12 日本旅行 第1回弁論準備期日  
 [ 裁判所から和解勧告あり。 ]  
 10. 14 近ツー・相鉄観光 第3回和解期日  
 10. 28 近ツー・相鉄観光 第4回和解期日  
 [ 近ツー・相鉄観光から、和解勧告不同意の回答あり。訴訟に復帰。 ]  
 11. 1 日本旅行 第2回弁論準備期日  
 11. 10 日本旅行 第3回弁論準備期日  
 12. 9(予定) 日本旅行 第4回弁論準備期日  
 -----  
 11. 30(予定) 近ツー・相鉄観光 第4回口頭弁論期日

## 協会と旅行代理店との民事訴訟の概要

## ■日本旅行との民事訴訟の概要

## 1 日本旅行の訴状（概要）

## (1) 請求の趣旨

- ・ 被告は、金 50,467,176 円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める。

## (2) 請求原因

- ・ 事前の説明とイベント内容が異なる。
- ・ 協会の各種割引販売により、入場券販売を妨害 等

## 2 協会の反訴（概要）

## (1) 請求の趣旨

- ・ 反訴被告は、金 89,097,333 円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める。

## (2) 請求原因

被告は「大口買取入場券に関する覚書」の約定に従い、残額等を支払う義務がある。

[約定日] 平成 20 年 5 月 30 日

[代金] 2 億 3 千 4 百万円

(ペイ付) 普通大人入場券 (1800 円) で 13 万枚分)

代金は、買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額反訴原告に支払うものし、販売手数料等を代金から控除し、反訴原告に支払う。

[支払期日] 前金 平成 21 年 3 月 31 日 残金 平成 21 年 11 月 16 日

## ■近畿日本ツーリスト・相鉄観光との民事訴訟の概要

## 1 協会の訴状（概要）

## (1) 請求の趣旨

- ・ 被告近畿日本ツーリストは、金 109,249,787 円及び遅延損害金を支払え
- ・ 被告相鉄観光は、金 36,462,306 円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める。

## (2) 請求原因

被告は「大口買取入場券に関する覚書」の約定に従い、残額等を支払う義務がある。

[約定日] 平成 20 年 5 月 30 日

[代金] 近畿日本ツーリスト 2 億 7 千万円

(ペイ付) 普通大人入場券 (1800 円) で 15 万枚分)

相鉄観光 9 千万円

(ペイ付) 普通大人入場券 (1800 円) で 5 万枚分)

代金は、買い取ったチケットの販売数の如何を問わず全額原告に支払うものとし、販売手数料等を代金から控除し、原告に支払う。

[支払期日] 前金 平成 21 年 3 月 31 日 残金 平成 21 年 11 月 16 日

## 2 近畿日本ツーリストの反訴（概要）

## (1) 請求の趣旨

- ・ 反訴被告は、金 40,062,895 円及び遅延損害金を支払え等の判決を求める

## (2) 請求原因

- ・ 入場者の低迷は世界的経済危機等、予測不能。
- ・ イベント内容が説明内容と異なり集客力に乏しい。等

開国博 Y150 終了後の市会での主な議論の経過について

年月日	会議	内容
H21 9.30	決算特別委員会 総合審査	[市長答弁] 「Y150 について、市として責任を持って総括」等
12.3	第4回定例会 一般質問	[市長答弁] 「Y150 の収支不足について、市は全体を統括する立場で総括し、責任を持って対応」等
12.4 12.7	都市経営・行政運営調整委員会	○横浜開港 150 周年記念事業の総括について ○Y150 の収支見込について (約 25 億円の未確定額等)
H22 2.17	都市経営・行政運営調整委員会	○交渉状況による旅行代理店 3 社に対する法的措置について
3.16	都市経営・行政運営調整委員会	○旅行代理店 3 社との民事訴訟について
4.22	都市経営・総務委員会	○博報堂 JV への特定調停の申立について ○旅行代理店との民事訴訟について ○市費 52 億円の使途について (協会収支見込)
5.14	都市経営・総務委員会	○博報堂 JV との特定調停について (第 1 回調停期日等) ○旅行代理店との民事訴訟について ○本市に対する住民訴訟について (請求の趣旨等)
6.18	都市経営・総務委員会	○協会の収支状況について ○受託事業者との特定調停状況について ○旅行代理店との民事訴訟について ○本市に対する住民訴訟について
9.13	都市経営・総務委員会	○特定調停の進捗状況について (市の利害関係人としての参加) ○民事訴訟の進捗状況について (和解協議について) ○本市に対する住民訴訟について